

# 自転車用ヘルメット購入費を補助します

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化されました。東久留米市では、自転車の安全利用の推進を図るため、ヘルメットの購入費の一部を補助します。

## 補助対象者

- ①申請時に東久留米市に住民登録のある方
- ②令和5年10月1日から令和7年2月28日までにヘルメットを購入した方  
(ただし、ヘルメットの使用者が未成年(18歳未満)の場合は、申請者は、その保護者とします)

※昨年度、同補助金を受けた方は申請できません。



## 補助金額

- 1個当たり上限2,000円(1人1個まで)  
(ただし、購入金額が2,000円未満の場合は、購入金額までの補助となります)

## 対象となるヘルメット

令和5年10月1日以降に購入した安全基準を満たす新品の自転車用ヘルメット  
安全基準の認証マークの例(ほかに、JIS、SNELL、ASTM等の安全基準に満たすものが対象となります)

SGマーク	JCFマーク	CEマーク	GSマーク	CPSCマーク
一般財団法人製品安全協会	公益財団法人日本自転車競技連盟	欧州連合の欧州委員会	ドイツ製品安全法	米国消費者製品安全委員会
		 EN1078に限る		 CPSC1203に限る

## 提出書類

- ①補助金交付申請書兼請求書  
市役所5階管理課④番窓口で配布。市ホームページからもダウンロード可。
- ②ヘルメットを購入したことがわかる領収書、レシート等の写し  
宛名の記載がない場合は、申請者氏名を記入してください。
- ③申請者および使用者の本人確認書類の写し
- ④補助金振込先口座情報(通帳またはキャッシュカード)の写し  
申請者と振込先口座名義人は、同一としてください。
- ⑤SGマークなどの安全基準に適合していることが分かるものの写し  
安全基準が確認できる保証書・取扱説明書の写し、ヘルメットの認証マークが記載されている部分の写真など。

## 申請期間

令和6年5月1日(水)～令和7年2月28日(金)  
期間内であっても、予算の上限に達した場合は、受付終了となります。

## 申請方法

- ①窓口(令和7年2月28日(金)まで)  
市役所5階 管理課④番窓口(開庁日の12:00～13:00と閉庁日を除く)
- ②郵送(令和7年2月28日(金)消印有効)  
〒203-8555 東久留米市本町3丁目3番1号  
東久留米市役所 管理課管理調整担当宛
- ③オンライン申請(令和7年2月28日(金)まで)  
右の二次元コード読み取りまたは市ホームページリンクより申請



市ホームページ



オンライン申請

## 審査および振込

申請書類を審査後、交付決定者につきましては交付決定通知を郵送した後に指定口座に入金します。

(補助金交付(振込)まで1～2箇月かかる場合があります。)

不交付決定者につきましては、不交付決定通知書を郵送します。

(問い合わせ先) 東久留米市 都市建設部 管理課 管理調整担当  
電話番号 : 042-470-7764  
FAX : 042-470-7809

# 自転車の安全利用の推進

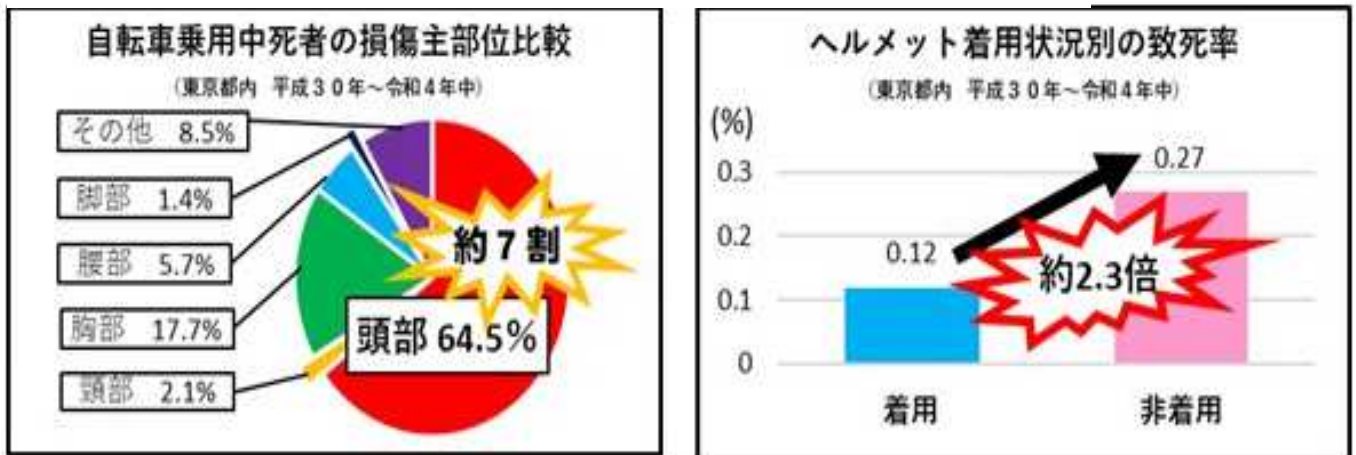
自転車は、便利で手軽な交通手段として通勤・通学・買い物など日常生活に利用されていますが、乗車中の事故のほか、歩行者との衝突など、利用者が加害者となる事故も発生しており、都内ではこれら自転車が関与する事故は増加傾向です。

交通事故全体に占める割合につきましては、警視庁の令和3年調べによりますと、46%となっており、市では、これらの事故防止に向けて、東久留米市交通安全計画において、「自転車の安全利用の推進」を重点施策に位置付け、取組を進めております。

## ◎ ヘルメットの着用の努力義務化について

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から年齢を問わず、自転車に乗るすべての人にヘルメットの着用が努力義務化されます。自転車事故で死亡した人の約7割（注記1）が、頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用していない場合の致死率が、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっています。自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。自転車を利用する際は着用に努めましょう。

（注記1）平成30年から令和4年までの東京都内における自転車乗用中死者の損傷部位の割合



警視庁「自転車ヘルメットの着用」のホームページから引用

## ◎ 自転車安全利用五則

市では、田無警察署と協力して市内小中学校への自転車安全教室等で自転車利用五則の周知をしています。以下の自転車安全利用五則を守り、傘さし運転や自転車運転中の携帯電話の使用やヘッドホンを着用しながらの運転など、禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう。

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用